

農業水利施設の電気料金高騰に係る補助金を支給します

市では、コロナ禍において電気料金高騰により影響を受けている市内の農業水利施設管理者の方へ、電気料金高騰分の費用の一部について補助金を支給します。

◆対象

農業水利施設（用排水機場・ポンプ・水門等）を管理している団体（水利組合等）

◆補助金額

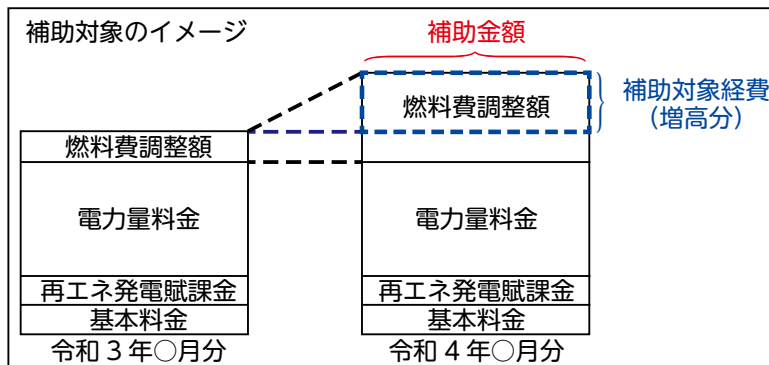
令和4年3月から12月分までの電気料金のうち、前年同月分と比較し増額した燃料費調整額

※燃料費調整額とは原油価格や液化天然ガス価格などから算出される、その時々々の平均燃料価格により調整する額。

※他の補助金を受けた団体は、補助金を控除した額を支給します。

◆必要書類

- ・交付申請書
- ・電力会社が発行した各月の使用電力量の通知の写し
- ・施設の写真および位置図
- ・振込先口座の通帳の写し



◆申請

2月17日(金)までに必要書類を持参・郵送・FAX・メール
詳しくは、農政課ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ 〒297-8511 茂原市道表1 農政課（6階）
✉kiban@city.mobara.chiba.jp ☎(20)1526 FAX(20)1604

申請はお済みですか？子育て世帯生活支援特別給付金

	ひとり親世帯分	ひとり親世帯以外分
対象児童	令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児は20歳未満）	令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児は20歳未満）または、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた子
支給対象者	①令和4年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方 ②①以外の対象児童の養育者で、次のいずれかに該当する方 ・令和4年度住民税均等割が非課税の方 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度住民税均等割が非課税の方と同じ水準となっている方
給付額	対象児童1人につき5万円	
申請の有無	①申請不要 ②・③申請が必要	①申請不要 ②申請が必要
申請期限	2月28日(※)（必着）	

※「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外分」の両方を受給することはできません。

詳しくは、子育て支援課ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ 子育て支援課（2階） ☎(20)1573 FAX(20)1610